

地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱（平成12年4月6日施行。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第2 要綱第6条第1号に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 千葉県保健福祉局医療衛生部環境保健研究所長が発行したもの
- (2) 計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したもの
- (3) 千葉県環境局環境保全部環境規制課長が通知したもの
- (4) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第20条第3項又は第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が発行したもの

附 則

この要領は平成12年4月6日から施行する。

附 則

この要領は平成12年12月15日から施行する。

附 則

この要領は平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年11月1日から施行する。